平成２３年（フ）第２７１号
大阪府阪南市尾崎町１丁目40番５号
債務者　三澤　篤子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―210号、前住所大阪府岸和田市本町６番８号
債務者　和田　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
大阪府泉大津市助松町２丁目14番52号福山通運株式会社社宅１―103号
債務者　阪上　喜啓
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
大阪府岸和田市沼町29番27号プチメゾン岸和田403号、前住所大阪府岸和田市上野町東１番26―607号
債務者　藤田　智子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番12―305号
債務者　ハウスクリーニング溝口こと　溝口　美佐
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目７番６―102号
債務者　水見　光央
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
大阪府泉南市樽井４丁目28番23―Ａ―203号、前住所大阪府泉南市樽井２丁目24番30号
債務者　桶谷　優晴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
大阪府泉大津市板原町４丁目５番40号
債務者　宇治田恵理
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―305号
債務者　井上　朋彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
大阪府和泉市繁和町４番６―204号
債務者　梅本節子こと　李　　節子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
大阪府泉南市馬場１丁目１番６―204号
債務者　萬所　洋子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
大阪府岸和田市小松里町898番地
債務者　坂本こと　姜　　貴美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
大阪府岸和田市磯上町１丁目12番12号
債務者　横山　鶴江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地13棟202号
債務者　羽有ひとみ（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
大阪府泉南市鳴滝２丁目６番６号
債務者　石黒　美和
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
大阪府泉南市樽井３丁目33番10号
債務者　喜納　一貴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
大阪府岸和田市藤井町３丁目11番25―205号
債務者　辻野　涼子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係